

議員提出議案第17号

UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成22年6月23日

提出者

1番	むらまつ 勝康	3番	くげ しげる
6番	筒井 孝尚	13番	出口 よしゆき
18番	うてな 英明	20番	うめだ 信利
23番	工藤 きくじ	26番	梅沢 五十六
31番	三小田 准一	35番	くぼ 洋子

葛飾区議会議長 舟坂 ちかお 殿

UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定に関する意見書

行政刷新会議は、都市再生機構に対し、4月に事業仕分けを実施した。

賃貸住宅事業に対しては、高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分については民間に移行する方向で整理する評価結果をまとめた。

現在、多くの団地では高齢化が進み、収入のうえでも公営住宅階層が大多数を占めるようになっている。こうした世帯の大半が今の団地に住み続けることを希望しており、団地はかけがえのない生活のよりどころとなっている。

高齢者や子育て世帯が適切な家賃負担で安心して住み続けられるように、UR賃貸住宅を「住宅セーフティネット」として位置づけ、役割を充実させる施策が必要である。

よって、本区議会は政府に対し、UR賃貸住宅（旧公団住宅）居住者の居住の安定を図るよう、下記の項目について、強く要望するものである。

記

- 1 UR賃貸住宅の存在と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること
- 2 UR賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること。

また、公営住宅入居階層が大半を占めるようになっている実態を踏まえ、公営住宅に準じた家賃制度の導入をはじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度

に改めるための検討を行うこと

3 UR賃貸住宅について、公共住宅を守る見地からの政策を推進すること

4 UR賃貸住宅への定期借家契約導入は、公的住宅としての役割にそぐわず、コミュニティ破壊などにつながる可能性があるため取りやめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。